

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和5年8月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	8 トン	94 トン
		102 トン	8 トン	94 トン
3	クリーム	62 トン	22 トン	40 トン
		53 トン	11 トン	42 トン
4	粉乳類	51,114 トン	4,946 トン	46,168 トン
		48,333 トン	3,275 トン	45,058 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	398 トン	1,171 トン
		1,569 トン	398 トン	1,171 トン
6	加糖れん乳	206 トン	15 トン	191 トン
		187 トン	15 トン	172 トン
7	ヨーグルト	11 トン	6 トン	5 トン
		11 トン	6 トン	5 トン
8	バターミルク	17 トン	6 トン	11 トン
		17 トン	6 トン	11 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	17,159 トン	40,399 トン
		48,997 トン	12,527 トン	36,470 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	2,047 トン	10,037 トン
		7,453 トン	1,183 トン	6,270 トン
11	バター	16,731 トン	6,902 トン	9,829 トン
		14,046 トン	4,715 トン	9,331 トン
12	豆類	81,156 トン	31,087 トン	50,069 トン
		38,771 トン	16,462 トン	22,309 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	1,990,273 トン	3,707,188 トン
		5,310,622 トン	1,810,201 トン	3,500,421 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	532,137 トン	810,762 トン
		251,859 トン	88,557 トン	163,302 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	254,521 トン	617,331 トン
		871,852 トン	254,521 トン	617,331 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	833 トン	3,198 トン
		3,933 トン	833 トン	3,100 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	4,427 トン	22,635 トン
		26,794 トン	4,427 トン	22,367 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	55,166 トン	107,432 トン
		162,186 トン	53,772 トン	108,414 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	8,507 トン	10,746 トン
		1,638 トン	8,507 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	562 トン	974 トン
		1,491 トン	542 トン	949 トン
20	イヌリン	3,015 トン	781 トン	2,234 トン
		67 トン	21 トン	46 トン
21	落花生	44,537 トン	13,801 トン	30,736 トン
		27,828 トン	6,107 トン	21,721 トン
22	こんにゃく芋	209 トン	22 トン	187 トン
		209 トン	22 トン	187 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	1,083 トン	8,422 トン
		3,551 トン	360 トン	3,191 トン
24	でん粉調製品	332 トン	520 トン	超過済
		320 トン	201 トン	119 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	778 トン	4,070 トン
		2,158 トン	328 トン	1,830 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	3,418 トン	14,416 トン
		2,181 トン	329 トン	1,852 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	75 トン	154 トン
		229 トン	75 トン	154 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。